

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成25年12月17日

火 曜 日

号 外

目 次

人事委員会規則

- | | |
|---|---|
| ○県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ○給料に関する規則の一部を改正する規則 | 2 |

規 則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月17日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第472号

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和26年富山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「前項第13号から第16号までの休暇」を「前項第11号、第13号、第14号、第15号、第16号及び第22号の休暇」に、「1日又は1時間とする」を「次の各号に掲げる休暇の区分に応じ、それぞれ次の各号に定めるものとする」に、「特定休暇の残日数」を「第13号、第14号、第15号及び第16号の休暇の残日数」に改め、同項に次の2号を加える。

- （1）次号に掲げる休暇以外の休暇 1日又は1時間
- （2）前項第11号、第15号及び第22号に規定する休暇 1日、半日又は1時間（育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあつては1日又は1時間）

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

給料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成25年12月17日

富山県人事委員会

委員長 大 坪 健

富山県人事委員会規則第473号

給料に関する規則の一部を改正する規則

給料に関する規則（平成18年富山県人事委員会規則第 258号）の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「抑制」を「抑制等」に改める。

第41条第1号中「及び第4項」を「、第4項及び第5項」に改め、同条第2号中「、第4項」の次に「、第5項」を加える。

別表第25中

「

4以上	3	2	1
-----	---	---	---

」を
「

2以上	1	0	0
-----	---	---	---

」に改める。

附 則

この規則は、平成26年1月1日から施行する。